

規制が強化されたアーク溶接作業パトロールを実施

～じん肺予防に加え、神経障害等の健康被害への対応の規制強化～

愛知労働局は6日、全国労働衛生週間（10月1日～7日）の一環として、アーク溶接作業について、じん肺予防をはじめ、神経障害等の健康障害防止のための規制が強化されたことから、その対応状況を確認するため、稲沢市の池田工業㈱に対するパトロールの様子を公開。溶接ヒュームのばく露防止対策、防じんマスクの着用状況、換気の状態などを確かめた。

池田工業は、「防じんマスクの着用が課題であり、新鮮な空気をヘルメットから顔面に送気することにより、作業者がばく露するヒュームの低減に取り組んでいる。」「その結果、呼吸のしやすい防じんマスクを選択、使用できるようになった。」「ヘルメットに繋がる送気ホースに孔を空け、作業服内を通し冷気を送気することにより熱中症対策にも取り組んでいる。」などと説明。

溶接ヒュームについては、神経障害等の健康障害を及ぼすことが明らかとなり、粉じんとしての規制に加え、本年4月から特定化学物質（第2類）として規制された。

【写真に写っている者】

- ・労働局の腕章を着けている者 伊藤正史 愛知労働局長
- ・ブルーの作業衣を着ている者 池田工業㈱代表取締役 平澤実





2021年度愛知産業安全衛生大会

特別講演

「生涯現役時代のおもしろ健康科学～コロナ禍の健康法～」

(株)運動医科学研究所所長/京都大学名誉教授 **森谷 敏夫** 氏



基調講演

「労働安全衛生行政の動向について」

愛知労働局 労働基準部長 **岡田 直樹** 氏

事例発表

「シニア世代にも優しい職場を目指して」

JFE スチール(株)知多製造所
総務部安全健康室長 **菅野 康二** 氏

参加案内

- 参加費** 資料代 2,000 円(消費税込)
- 定員** 700 名 座席は受付で指定させていただきます。
- 申込方法** 本紙裏面の参加申込書に資料代を添えて 11 月 17 日(水)までに 愛知県下各地区労働基準協会 にお申込みください。申込受付印を押したものを返送しますので、当日、参加票として受付にてご提示ください。
- WEB 受講 (Zoom ウェビナー配信) の方は、招待 URL をお送りするメールアドレスを申込書下欄にご記入ください。
- ※ 11 月 17 日(水)以降の参加の取消については、資料代全額を申し受けますので、ご了承ください。

日時 2021 年 11 月 24 日(水)
13 時 00 分～15 時 45 分
(開場 12 時 00 分～)

場所 名古屋市公会堂大ホール
名古屋市昭和区鶴舞 1 丁目 1-3
TEL(052)731-7191

主催 (公社)愛知労働基準協会

後援 愛知労働局
愛知県
名古屋市
愛知県経営者協会
愛知県中小企業団体中央会
愛知中小企業家同友会
日本労働組合総連合会愛知県連合会
中央労働災害防止協会
(公社)全国労働基準関係団体連合会
(公社)愛知県医師会
(一社)愛知県歯科医師会
(独)労働者健康安全機構 愛知産業保健総合支援センター

協力 愛知県下各地区労働基準協会

お願い事項

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、マスク着用・手指の消毒・受付での検温・ソーシャルディスタンスへのご協力をお願いいたします。

会場へのアクセス

交通機関

- JR 中央線「鶴舞駅」下車 徒歩 2 分
- 地下鉄鶴舞線「鶴舞駅」下車 4 番出口 徒歩 2 分
- 市バス「鶴舞公園前」下車 徒歩 3 分

<お願い>

御来場の際は公共交通機関を利用し、自家用車はご遠慮ください。



申込先

名称	電話番号	FAX	担当区域
(一社)名北労働基準協会	052(961)1666	052(962)1670	中/東/北/守山区/春日井市/小牧市
名古屋東労働基準協会	052(882)3909	052(883)3586	千種/昭和/瑞穂/熱田/緑/名東/天白区/豊明/日進市/愛知県東郷町
(一社)名古屋南労働基準協会	052(651)9246	052(651)1411	中川/港/南区
豊橋労働基準協会	0532(54)2131	0532(54)2130	豊橋/豊川/蒲郡/新城/田原市/北設楽郡
名古屋西労働基準協会	052(581)8086	052(581)8089	中村/西区/清洲/北名古屋/西春日井郡
岡崎労働基準協会	0564(52)3692	0564(54)0739	岡崎市/額田郡
一宮労働基準協会	0586(48)5495	0586(48)5496	一宮/稲沢市
(一社)半田労働基準協会	0569(21)4440	0569(21)4441	半田/常滑/東海/知多/大府/知多郡
(一社)刈谷労働基準協会	0566(21)6337	0566(21)6366	刈谷/碧南/安城/知立/高浜市
豊田労働基準協会	0565(28)9411	0565(24)3922	豊田/みよし市
瀬戸労働基準協会	0561(82)2575	0561(59)3575	瀬戸/尾張旭/長久手市
津島労働基準協会	0567(26)4603	0567(28)7390	津島/愛西/弥富/あま市/海部郡
江南労働基準協会	0587(55)2341	0587(55)6125	江南/犬山/岩倉市/丹羽郡
西尾労働基準協会	0563(56)0244	0563(56)0244	西尾市
(公社)愛知労働基準協会	052(221)1439	052(221)1440	県外 他

2021 年度 愛知産業安全衛生大会 参加申込書 兼 参加票(資料引換券)

申込区分	会場参加		WEB 参加		申込受付印
	(いずれかに○を付してください。)				
事業場名					
所在地	〒				
参加者名	所属	氏名			
	所属	氏名			
連絡担当者 氏名	所属	氏名			
電話番号	FAX 番号				
E-mail					
	座席No.				

本大会のお問い合わせ先

公益社団法人愛知労働基準協会 教育事業部
 名古屋市中区栄二丁目9番26号
 TEL 052-221-1439 / FAX 052-221-1440

あいちの道

11.29 (月)
13:30~16:00
(開場 12:30)

リスクアセスメント推進大会2021あいち

日 時	2021年11月29日(月) 13:30 ~ 16:00 (開場 12:30)
会 場	日本特殊陶業市民会館 フォレストホール (名古屋市中区金山一丁目5番1号)
参 加 費	無 料
プログラム	<ul style="list-style-type: none">● ビデオメッセージ 『リスクアセスメント推進大会 2021 あいちへ寄せて』 明治大学顧問・名誉教授・校友会名誉会長 向殿 政男 氏● プロローグ● 主催者あいさつ● 基調講演 『リスクアセスメントはマネジメントの基盤』 合同会社高岡労働安全技術研究所 高岡 弘幸 氏● 会場参加型パネルディスカッション 『コントロールからマネジメントへ』● 大会宣言● エピローグ
主 催	愛知労働局
協 力	(公社)愛知労働基準協会、各地区労働基準協会、各労働災害防止団体
後 援	日本労働組合総連合会 愛知県連合会、愛知県経営者協会



申込方法

■ 右の QR コードから Web にアクセスの上、お申し込みください。

https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/jirei_toukei/anzaen_eisei/RA_forum2021.html

■ 申込期限：令和3年11月15日(月)まで

ただし、定員に達した場合には期限より前に受付を終了することがあります。

- お申し込みは、Web のみとさせていただきます。
- 受付完了画面若しくは、お申込み完了メールを印刷し、当日お持ちください。
- お問い合わせ：愛知労働局 労働基準部 安全課 TEL:052-972-0255



本年度は、新型コロナウイルス感染リスク低減対策として、会場では次の対応をお願いします。

- マスクの着用をお願いします。
- 大声での会話はお控えください。
- 会場入口で体温測定をお願いしております。決められた入口からのみ入場をお願いします。
- 受付前で手指消毒をお願いしております。受付及び退場時には手指消毒をお願いします。
(アルコール消毒ができない場合にはお申し出ください。)
- ホール内の座席は「指定席」です。受付でお渡す「座席指定票」に記載された座席におかけください。
- ロビーの椅子等に着席される場合には、間隔を空けておかけください。
- 接触確認アプリの導入にご協力ください。

- アンドロイド端末
<https://play.google.com/store/apps/details?id=jp.go.mhlw.covid19radar>
- i O S (iPhone 等) 端末
<https://apps.apple.com/jp/app/id1516764458>

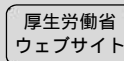
iPhone の方はこちら



Android の方はこちら



詳しくはこちら



愛知労働局YouTubeチャンネルに

最低賃金周知動画をUP！

しました

愛知労働局 重要なお知らせ
令和3年10月1日
愛知県最低賃金が上がりました

時間額 927円 → 時間額 955円 (+28円)

愛知労働局YouTubeチャンネル
チャンネル登録者数 59人

令和3年10月1日から愛知県最低賃金が時間額955円になりました。
業務改善助成金などの支援メニューもご活用いただき、最低賃金を下回ることのないよう、ご対応をお願いします。

0件のコメント

「愛知県最低賃金が上がりました」



雇用調整助成金の要件緩和
～ 最低賃金を上げた中小企業が対象 ～

	通常制度	コロナ特別
休業規模要件 (中小企業)	休業の延べ日数が所定労働日数の1/20 (5%) 以上	休業の延べ日数が所定労働日数の1/40 (2.5%) 以上

業況特例等の対象となる中小企業が事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げる場合、
令和3年10月から12月までの3ヶ月間の休業については、
休業規模要件 (1/40以上) を問わず支給します。

事業計画の見直しや見込み可能性に配慮しつつ、**最低賃金引上げに伴うコスト増の影響を緩和し、雇用維持を支援**します！

「業務改善助成金」が使いやすくなりました

『業務改善助成金』は、設備投資により生産性を向上させ、「事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）」の引き上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。

愛知労働局 最低賃金の改定に伴い

最低賃金955円
927円・28円増しの955円
1,200円!! 28円増し

AM 7:00～PM2:00

【動画内容】

最低賃金改定のお知らせ

業務改善助成金の概要

雇用調整助成金の休業規模要件の緩和の概要

愛知労働局のチャンネル登録も
お願いします m(_ _)m



01 毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。

過労死等防止対策推進法では、国民の間に広く過労死等を防止することの重要性について自覚を促し、これに対する関心と理解を深めるため、毎年11月を「過労死等防止啓発月間」と定めています。

国民一人ひとりが自身にも関わることで過労死等とその防止に対する理解を深めて「過労死ゼロ」の社会を実現しましょう。

※「過労死等」とは、業務における過重な負荷による脳血管疾患もしくは心臓疾患を原因とする死亡、もしくは業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする自殺による死亡またはこれらの脳血管疾患、心臓疾患、精神障害のことです。



02 「過労死等防止対策推進シンポジウム」を開催します。

過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会の実現に向け、過労死等とその防止について考えるシンポジウムを、過労死等防止啓発月間を中心とした期間に開催します。また、過労死等防止啓発のためのパンフレットの配布や新聞、インターネットなど各種媒体を活用した周知・啓発を行います。

過労死等
防止対策推進
シンポジウム

全国47都道府県において計48回開催します。
(※無料でどなたでも参加できます。)
開催会場によって開催日時やプログラムは異なります
ので、詳細は専用ホームページで御確認ください。

専用ホームページ

<https://www.p-unique.co.jp/karoushiboushisympo/>



\\ 事業主の皆さまへ //

03 11月は「しわ寄せ」防止キャンペーン月間です。

大企業・親事業者による長時間労働の削減等の取組が、下請等中小事業者に対する適正なコスト負担を伴わない短納期発注、急な仕様変更などの「しわ寄せ」を生じさせる場合があります。適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更などはやめましょう!

「しわ寄せ」防止特設サイト

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/shiwayoseboushi/>



目指すゴールは、
過重労働ゼロ。

サッカー選手(元日本代表)
小野 伸二

11月は過重労働解消キャンペーン月間です。
また、11月1週目は過重労働相談受付集中週間です。

お近くの都道府県労働局・労働基準監督署や
右記ほっとラインで労働に関する相談を受け付け
ていますので積極的にご連絡ください。

「労働条件相談ほっとライン」(厚生労働省委託事業)
0120-811-610

月～金 17:00～22:00
土日・祝日 9:00～21:00

「特別労働相談」を実施します!

無料 過重労働解消相談ダイヤル

※全国どこからでも利用可能(スマートフォンからも無料) ※匿名での相談も可

特別労働相談受付日

令和3年11月6日(土) 9:00～17:00

なくしましょう 長い残業

0120-794-713

専用WEBサイト

過重労働解消キャンペーン



毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。 同月間に「過重労働解消キャンペーン」を 実施します。

平成26年11月に施行された「過労死等防止対策推進法」において、11月は「過労死等防止啓発月間」とされています。このため、厚生労働省では、同月間において、過労死等の一つの要因である長時間労働の削減等、過重労働解消に向けた集中的な周知・啓発等の取組を行う「過重労働解消キャンペーン」を実施します。

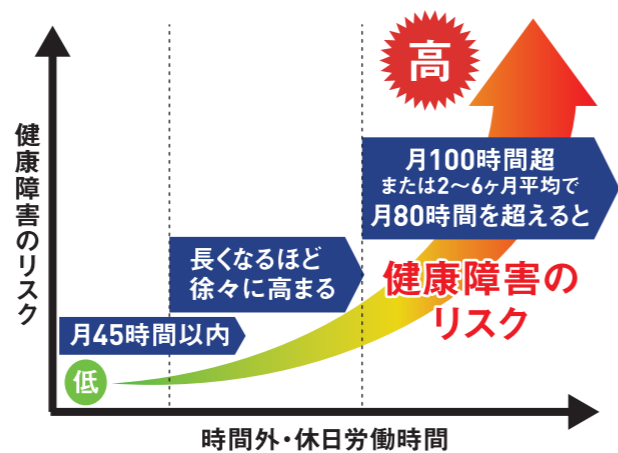


労働時間等の現状

労働時間の現状をみると、週の労働時間が60時間以上の労働者の割合は近年低下傾向であるものの、1割弱で推移しており、いまだ長時間労働の実態がみられます。また、脳・心臓疾患に係る労災支給決定件数についても依然として高い水準で推移するなど、過重労働による健康障害も多い状況にあるほか、割増賃金の不払に係る労働基準法違反も後を絶たないところです。

過重労働と健康障害の関連性

長時間にわたる過重な労働は疲労の蓄積をもたらす最も重要な要因です。具体的には、時間外・休日労働が月45時間を超えて長くなるほど、業務と脳・心臓疾患の発症との関連性が強まります。



上の図は、労災補償に係る脳・心臓疾患の労災認定基準の考え方の基礎となった医学的検討結果を踏まえたものです。

過重労働による健康障害等を防止するためにも、
労働時間を適正に把握^{※1}し、次の措置を講じましょう。

NEXT PAGE

厚生労働省では、過重労働解消キャンペーン期間中に、次の取組を行います。

1. 労使の主体的な取組を促します。

使用者団体や労働組合に対し、長時間労働削減に向けた取組に関する周知・啓発などの実施についての協力要請を行います。

2. 労働局長によるベストプラクティス企業への職場訪問を実施します。

都道府県労働局長が管内の企業を訪問し、当該企業の長時間労働削減に向けた積極的な取組事例を収集・紹介します。

3. 重点監督を実施します。

①長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場等、②離職率が極端に高い等、若者の「使い捨て」が疑われる企業等への監督指導を行います。

4. 「特別労働相談」を実施します。

「過重労働解消相談ダイヤル」(無料)を全国一斉に実施し、過重労働をはじめとした労働条件全般にわたり、都道府県労働局の担当官が相談に対応します。

実施日時: 令和3年11月6日(土) 9:00~17:00 **0120-794-713**

過重労働による健康障害を防止するために^{※2}

① 時間外・休日労働時間等を削減しましょう。

- 労働基準法が改正され、法律上、時間外労働の上限は原則として月45時間・年360時間となり、臨時的な特別の事情がなければこれを超えることができなくなりました。(注1)
臨時的な特別の事情があって労使が合意する場合(特別条項)でも、法律に定める上限を守らなければなりません。
- 時間外労働は本来臨時的な場合に行われるものであること等を踏まえ、36協定(時間外労働・休日労働に関する協定)の締結に当たっては、労働者の代表(労働者の過半数で組織する労働組合又は労働者の過半数を代表する者)とともに、その内容が指針(注2)に適合したものとなるようにしてください。

(注1)建設事業、自動車運転の業務など、特定の事業・業務については、上限規制の適用が猶予・除外されています。

(注2)「労働基準法第36条第1項の協定で定める労働時間の延長及び休日の労働について留意すべき事項等に関する指針」(平成30年9月、厚生労働省)



② 年次有給休暇の取得を促進しましょう。

労働基準法が改正され、年5日の年次有給休暇(以下「年休」という。)を確実に取得させることが必要となっていますが、これは最低基準です。労働者に付与された年休は本来、すべて取得されるべきものです。年休を取得しやすい職場環境づくり、年休の計画的付与制度の活用等により年休の取得促進を図りましょう。

③ 労働者の健康管理に係る措置を徹底しましょう。

- 健康管理体制を整備するとともに、健康診断を実施しましょう。
- 長時間にわたる時間外・休日労働を行った労働者に対する面接指導等を実施しましょう。
- 労働安全衛生法が改正され、面接指導の対象が、「時間外・休日労働時間が1か月当たり80時間を超え、かつ疲労の蓄積が認められる者」に拡大されています。

賃金不払残業を解消するために^{※3}

1	2	3
職場風土を改革しましょう。	適正に労働時間の管理を行うためのシステムを整備しましょう。	労働時間を適正に把握するための責任体制を明確化しチェック体制を整備しましょう。

※1「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」(平成29年1月、厚生労働省)

※2「過重労働による健康障害を防止するため事業者が講ずべき措置」(令和2年4月、厚生労働省)

※3「賃金不払残業の解消を図るために講ずべき措置等に関する指針」(平成15年5月、厚生労働省)

以下の窓口でも労働相談や情報提供を受け付けています。

10月31日(日)から11月6日(土)は、**過重労働相談受付集中週間**です。

■都道府県労働局または労働基準監督署(開庁時間/平日8:30~17:15)

■労働条件相談ほっとライン(厚生労働省委託事業) **0120-811-610** はい! ろうどう 月~金 17:00~22:00
土日・祝日 9:00~21:00



事業主や人事労務担当者などを対象に、10月から12月を中心に、
過重労働解消のためのセミナー
を実施します!



11月は「しわ寄せ」防止 キャンペーン月間です。

大企業・親事業者による長時間労働の削減等の取組が、
下請等中小事業者に対する適正なコスト負担を伴わない短納期発注、
急な仕様変更などの「しわ寄せ」を生じさせている場合があります。



大企業等と下請等中小事業者は共存共栄!
適正なコスト負担を伴わない短納期発注や
急な仕様変更などはやめましょう!

厚生労働省 | 都道府県労働局 | 労働基準監督署



しわ寄せ防止
特設サイト

- ・労働局、労働基準監督署では、下請等中小事業者から、「しわ寄せ」に関する相談が寄せられた場合には、相談情報を地方経済産業局に情報提供しています。
- ・下請事業者に対する監督指導において、労働基準関係法令違反が認められ、背景に親事業者による下請法等違反行為の存在が疑われる場合には、公正取引委員会、中小企業庁に通報しています。



「安心」を支えるワン・ピース

労働 保険

労災保険

雇用保険



労働保険は働く皆さんを守ります

法人・個人を問わず事業主の方は、正社員、パート、アルバイトといった雇用形態に関わらず、一人でも雇ったら労働保険に必ず入らなければいけません。労働保険は会社の安定はもちろん、従業員の安心・安全のための保険。「アルバイトだから大丈夫だと思っていた」、「設立準備が忙しくて忘れていた」、「そもそも知らなかった」など事情はあっても、従業員のため、会社のために、労働保険に加入することは事業主の責任です。

電子申請での手続き、口座振替納付が便利です。(電子申請は24時間、365日いつでもOK!)

- ▶ 労働保険とは、労災保険(労働者災害補償保険)と雇用保険を総称した言葉です。
- ▶ 労働保険の手続きを行っていない期間中に労災に該当する事故が発生した場合は、事業主から遡って保険料を徴収するほかに、労災保険給付に要した費用の全部又は一部を徴収する場合があります。

詳しくは、都道府県労働局、労働基準監督署又はハローワークへご相談ください。
厚生労働省ホームページ

<http://www.mhlw.go.jp>

労働保険

検索

事業主の皆さまへ

労働保険への加入について

「労働保険」とは、**労災保険**(労働者災害補償保険)と**雇用保険**の総称です。
このリーフレットで、貴事業場について労働保険の**加入義務**の有無などをご確認の上、まずは、最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署、公共職業安定所(ハローワーク)へご相談ください。

加入義務のある事業場

次の事業場は、労働保険への加入が**法律で義務づけられています**。(強制適用事業場)

正社員、パート、アルバイトなどの名称や雇用形態にかかわらず、**労働者を1人でも雇っている事業場は加入義務**があります。

※5人未満の労働者を使用する個人経営の農林水産の事業については、強制適用事業場から除かれています。
※強制適用事業場以外の事業場でも、要件を満たせば労災保険と雇用保険に加入することができます(任意加入制度)。

労働者とは？

労働者とは、正社員、パート、アルバイトなどの名称や雇用形態にかかわらず、労働に対して給与が支払われる従業員のことをいいます。

短時間労働者(パート、アルバイト等)について

労災保険は、短時間労働者を含む全ての労働者が対象となります。
雇用保険は、一定の条件を満たさない短時間労働者は対象とならないことがあります。

※その他、法人の役員、同居の親族等には、労災保険・雇用保険の対象とならない者もいます。

加入手続きを怠っていると？

1 遑って保険料を徴収するほか、追徴金も徴収します

労働局、労働基準監督署又はハローワークから指導を受けたにもかかわらず、労働保険への加入手続きを行わない事業主に対しては、政府が職権により成立手続きを行い、労働保険料額を決定します。
その際、労働保険料は手続きを行っていなかった過去の期間についても遑って徴収することになり、併せて、追徴金も徴収します。また、労働保険料や追徴金を支払っていただけない場合には、滞納者の財産について差押え等の処分を行います。

2 労働災害が生じた場合、労災保険給付額の全部又は一部を徴収します

事業主が、故意又は重大な過失により労災保険の加入手続きを行わない、いわゆる未手続の期間中に生じた事故について労災保険給付を行った場合は、労働基準法の規定による災害補償の価額の範囲で、保険給付に要した費用に相当する金額の全部又は一部を事業主から徴収します。

3 事業主の方のための助成金が受けられません

雇用調整助成金(休業等によって雇用維持を図る事業主に助成)や、特定求職者雇用開発助成金(高齢者や障害者など、就職が特に困難な者を雇い入れる事業主に助成)などの、事業主のための雇用関係助成金については、労働保険料の滞納がある場合、受給できない可能性があります。

電子申請での手続き、口座振替納付が便利です。

- 労働保険料及び一般拠出金は、口座振替により納付いただくことが可能です。
- 口座振替をご利用いただくためには、口座番号等を記載した申込用紙を、口座を開設している金融機関の窓口にご提出ください。
- 詳しくは、厚生労働省ホームページで「労働保険料等の口座振替納付」と検索してください。
- 電子申請での手続きをご利用いただくと、行政機関に出向くことなく、自宅やオフィスでいつでも申請等の手続きを行うことができます。



加入していますか？ 労働保険

11月は「労働保険適用促進強化期間」です。

労働者を一人でも雇用していれば労働保険に加入する必要があります。

労働保険とは

労災保険と雇用保険とを総称した言葉で、政府が管掌する強制保険制度です。

労働者を一人でも雇用していれば、加入手続きを行わなければなりません。（農林水産の一部の事業は除きます。）

労災保険とは

労働者の方が業務中や通勤途上に災害にあった場合、必要な保険給付を行い、被災された方や遺族の方の生活を保護し、併せて社会復帰を促進する事業を行うための保険制度です。

雇用保険とは

労働者の方が失業した場合に、失業等給付を支給したり再就職を促進する事業を行うための保険制度です。

成立手続きを怠った場合は

事業主が**故意**または**重大な過失**により、労働保険関係成立届（労働保険への加入届）を提出していない期間中に労働災害が生じ、労災保険給付を行った場合、事業主から①～②を徴収することになります。（労災保険未手続事業主に対する費用徴収制度）

① 最大2年間遡った労働保険料及び追徴金（10%）

② 以下により、労災保険給付額の100%又は40%

(1) 労働保険の加入手続きについて労働局職員等から加入勧奨・指導を受けていた場合

↓

事業主が**故意**に手続きを行わなかったものと認定し、労災保険給付額の100%を事業主から徴収

(2) (1)以外で、労働保険の適用事業となってから（労働者を雇用してから）1年を経過していた場合

↓

事業主が**重大な過失**により手続きを行わなかったものと認定し、労災保険給

付額の 40%を事業主から徴収

<費用徴収の実施例>

A 社では、いままで労災事故を発生させたことがなく、また保険料の支払いが負担になることから、労災保険の成立手続きを行っていませんでした。

ところが、先般、従業員 B(賃金日額 1 万円)が労災事故が原因で死亡し、遺族の方に対し労災保険から遺族補償一時金の支給が行われました。

A 社について、労災保険の成立手続きを行うよう指導を受けた事実はないものの、労災保険の適用事業となった時から 1 年を経過してなお手続きを行わない場合には、「重大な過失」により手続きを行わないものと認定され、保険給付額の 40%の金額が徴収されることになります。

この場合の費用徴収の額はおおむね次のとおりとなります。

遺族補償一時金の額(10,000 円(労働者の賃金日額)×1,000 日分)×40% = 4,000,000 円

事業主さんは、正社員、アルバイト、パートなどの労働者を一人でも雇ったら労働保険の加入義務があります。

労働保険の加入手続きには、①事業主さんが労働基準監督署に直接行う方法と②労働保険事務組合に委託して代わりに行ってもらう方法があります。

労働保険は、労働災害等から大切な労働者・家族を守るだけでなく、会社(事業主)を守る保険でもあります。

労働者を一人でも雇ったら、①労働基準監督署または②労働保険事務組合で加入手続きを行ってください。

令和3年 西尾支署業種別労働災害発生状況

令和3年9月末現在

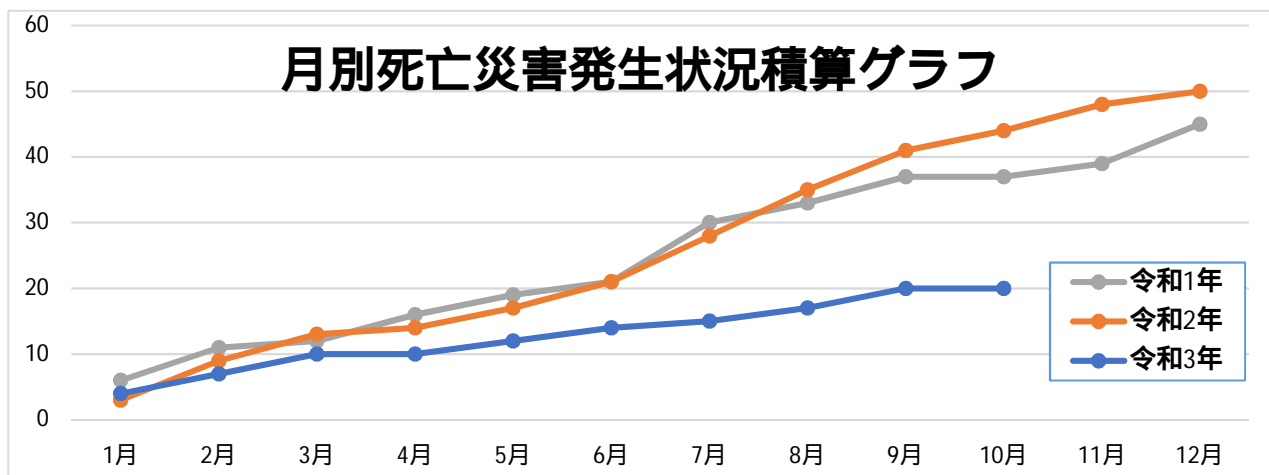
業 種		年 別		増 減			
		令和3年	令和2年	増減数	増減率		
		死傷	死亡	死傷	死亡		
製 造 業		43		38		+5	+13.2%
製 造 業	食 料 品 製 造 業	2		4		-2	-50.0%
	織 維 工 業	2		1		+1	+100.0%
	鉄 鋼 業	13		4		+9	+225.0%
	金 属 製 品	2		6		-4	-66.7%
	一 般 機 械 器 具	6		4		+2	+50.0%
	輸 送 機 械 製 造	8		10		-2	-20.0%
	上 記 以 外 の 製 造 業	10		9		+1	+11.1%
建 設 業		11		12		-1	-8.3%
建 設 業	土 木 工 事 業			4		-4	-100.0%
	建 築 工 事 業	9		7		+2	+28.6%
	そ の 他 の 建 設 業	2		1		+1	+100.0%
陸 上 貨 物 運 送 事 業		9		9		0	0.0%
小 売 業		15		11	1	+4	+36.4%
小 売 業	新 聞 販 売	3		2		+1	+50.0%
	そ の 他 の 小 売 業	12		9	1	+3	+33.3%
通 信 業		1		5		-4	-80.0%
社 会 福 祉 施 設		8		4		+4	+100.0%
飲 食 店		2		4		-2	-50.0%
清 掃 ・ と 畜 業		5		6		-1	-16.7%
上 記 以 外 の 事 業		20		17	1	+3	+17.6%
合 計		114	0	106	2	+8	+7.5%

発生日時	事故の型/起因物	災害発生状況・原因
R3.9.13. 2021 10:25	交通事故(道路) トラック	タンクローリーで自動車専用道路を走行中、側壁に衝突した。
	事業場 規模 9名以下	業種 道路貨物運送業 60代 トラック運転者 経歴 3年
R3.9.13. 2021 14:30	交通事故(道路) トラック	製品配送後の帰社途中、工事で渋滞中の高速道路で後ろから大型トラックに追突されたもの。
	事業場 規模 50～99名	業種 金属製品製造業 40代 営業 経歴 4年
R3.9.16. 2021 15:30	墜落・転落 通路	伐倒木の選木作業中、被災者が時間になっても集合場所に現れなかったため捜索したところ、沢で倒れている状態で発見されたもの。被災者の担当エリア内にシダに覆われた崖があり、発見された沢はこの崖の真下のため、崖を滑落したと推定されている。
	事業場 規模 10～29名	業種 林業 40代 林業 経歴 1年

愛知労働局管内死亡災害発生状況 (令和3年10月11日 現在の速報値)

()内は交通事故による死亡者数で内数である。

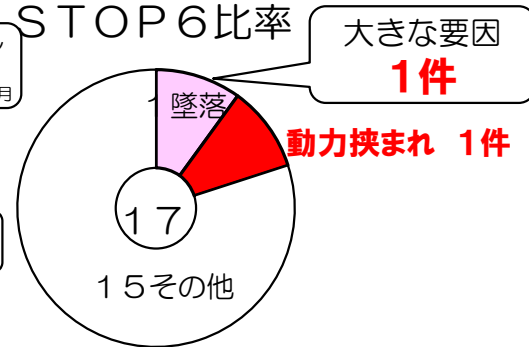
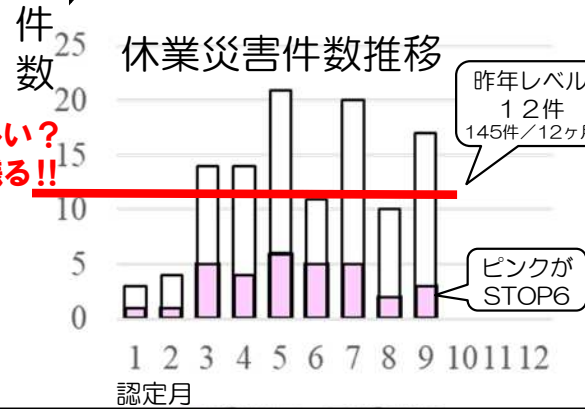
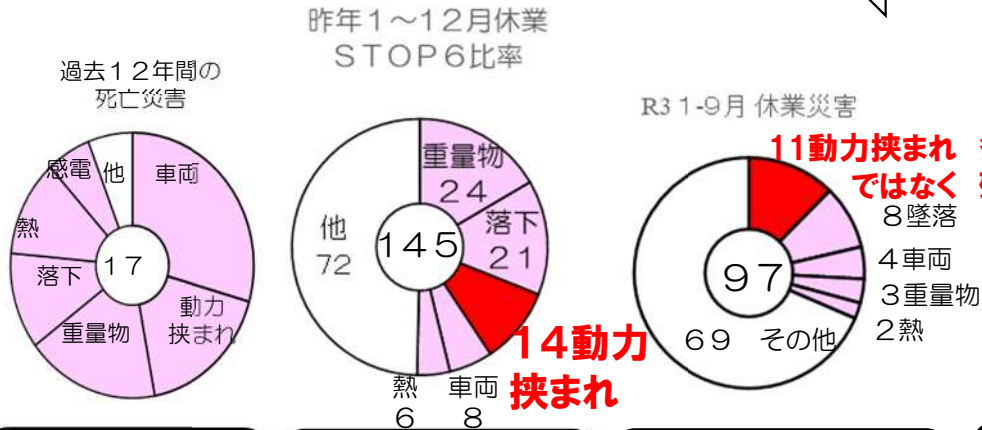
業 種	年 別	令和3年速報値	令和2年同時期(速報値)	令和2年確定値
製 造 業	製 造 業	10 (1)	7 (0)	11 (0)
	食 料 品 製 造 業	1 (0)	0 (0)	0 (0)
	化 学 工 業	1 (0)	3 (0)	3 (0)
	鉄 鋼 ・ 非 鉄 金 属	2 (0)	1 (0)	1 (0)
	金 属 製 品	1 (1)	0 (0)	2 (0)
	一 般 ・ 電 気 ・ 輸 送 用	2 (0)	3 (0)	4 (0)
	そ の 他	3 (0)	0 (0)	1 (0)
建 設 業	建 設 業	3 (0)	8 (1)	13 (2)
	土 木 工 事 業	0 (0)	4 (1)	4 (1)
	建 築 工 事 業	3 (0)	2 (0)	5 (1)
そ の 他	0 (0)	2 (0)	4 (0)	
陸 上 貨 物 運 送 事 業		1 (1)	7 (1)	7 (1)
商 業	商 業	2 (2)	3 (1)	3 (1)
	卸 売 業	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	小 売 業	2 (2)	2 (1)	2 (1)
	そ の 他	0 (0)	1 (0)	1 (0)
清 掃 ・ と 畜 業		0 (0)	3 (0)	3 (0)
上 記 以 外 の 事 業		4 (1)	8 (0)	13 (2)
合 計		20 (5)	36 (3)	50 (6)



分析 西尾管内から大きな災害をださない



比較した過去 ← → 9月



ピンク6要因で94%
*警戒すべきとし
以下STOP6と称す

◇STOP6比率50%
◇大きな要因14件
◇死亡 2件

◇STOP6比率 29%
◇大きな要因 5件
◇死亡 0件

STOP6は3件 比率は昨年50%⇒今年29%⇒今回**12%**
動力挟まれ**1件 製造業** 大きな要因**1件 製造業外/製造業はゼロ**

危険源 (2021年) 上記大きな要因から抽出

<動力挟まれ> ・コンベアーモーター部チェーン 推力未記入
・破碎機 排出コンベアーのリターンローラー
・NC旋盤 主軸ベルト

<墜落> ・ポンプ車はしご部位 高さ2.5m

<車両> ・フォークリフト運搬の2段積みパレット

危険源 ※大きな要因から抽出

<墜落> 樹木 高さ3m

後半の目標 (2021年10~12月) *災害管理は1-12
【結果系】 2ヶ月に1回は**3項目を20%以下 ゼロ ゼロ**とし
2013年度以来8年ぶりの**2021年度死亡災害ゼロ**達成
【活動系】 過去多い動力挟まれ/巻き込まれの未然防止
少なくとも**動力挟まれを『危険源』『作業』『マネジメント』で説明**しきってください 12月相互確認会のテーマ予定

理事会報告の為、一旦1~9月で総括
2021年大きな災害要因 (STOP6)
◆製造業は良い結果を維持
ただ動力挟まれが“残る”
◆大きな要因は、製造業外の比率が高まる